

坂井市下水道施設監視システム等整備事業 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、坂井市が実施する「坂井市下水道施設監視システム等整備事業」（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、参加資格、提出書類、審査方法その他必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

近年、豪雨や雷による停電・断線、設備老朽化などの影響でマンホールポンプ場が一時的に停止し、トイレが流れない・悪臭がする等の生活への支障が発生する事例が増えている。また、住民からは「自宅の排水不良が自宅側の問題なのか、市の下水道設備の故障なのか分からない」という不安の声が寄せられている。このような状況下で、住民は「今、地域の下水道施設が正常に動いているのか」を確認する手段を持たず、過度な不安が生じている。本事業では、下水道施設の稼働状況・水位・異常の有無をクラウド化し、市ホームページ等を通じて住民が自らリアルタイムで状況を確認できる環境を整備し、これにより、自宅の排水トラブル時に、住民が原因を判断することや豪雨・停電時に、地域のポンプ場が正常かどうかを即時確認を可能にすること等で、住民の生活上の不安の直接的解消を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

坂井市下水道施設監視システム等整備事業

(2) 業務内容

別添する「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 見積限度額

金100,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加事業者の構成等

プロポーザルに参加しようとする事業者（以下、「参加事業者」という。）の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については本市の承諾を得た上で認める。

- ・参加事業者は、単独事業者とする。

4. 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務の履行に必要な技術者（ネットワーク、制御・計装、現場施工、クラウド運用、情報セキュリティ等の資格を所得している者）を1名以上常勤で配置できること。
- (3) 地方公共団体またはこれに準ずる機関における、監視・通報システム、クラウド監視を含む同種又は類似業務の実績を過去10年以内に1件以上有すること。
- (4) 営業所が福井県内にあること。
- (5) 法人格を有していること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。
- (7) 参加申込書の受付期間において、福井県内の地方公共団体より指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ①役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5. 公募に係るスケジュール

項 目	予 定
公募開始（公告）	令和8年4月1日（水）
参加申込書兼誓約書受付期限	令和8年4月8日（水）午後5時
質問書受付期限	令和8年4月14日（火）
質問書に対する回答期限	令和8年4月20日（月）
企画提案書受付期限	令和8年4月27日（月）午後5時
プレゼンテーション等の実施及び審査	令和8年5月15日（金） 令和8年5月18日（月） ※応募事業者数によって変わります。
選定結果の通知	令和8年5月中旬（予定）
優先交渉権者との契約内容等の協議	令和8年5月中旬～令和8年5月下旬
契約締結	令和8年5月下旬（予定）
履行期間 ※テスト運用も含む	契約締結～令和9年3月31日（月）
システム運用開始	令和9年4月1日～

6. 質問の受付及び回答

（1）提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式任意】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出すること。

なお、提出する際の件名は「下水道施設監視システム等整備事業公募に関する質問（業者名）」とすること。

（2）電子メール提出先

jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp

（3）回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までに坂井市ホームページにて掲載する。

（4）留意事項

- ①電話やファックス等、様式以外の方法での質問は受け付けない。
- ②企画提案の審査に係る質問は受け付けない。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について提出区分に従い、各1部を提出すること。

提出書類	留意事項
参加申込書兼誓約書【様式1号】	
事業者概要書【様式2号】	
同種業務実績書【様式3号】	契約書の写しを添付すること。
配置技術者調書【様式4号】 (管理技術者及び担当技術者)	
履歴事項全部証明書(写し可)	発効後3カ月を超えないもの。
直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書 (写し)	

(2) 提出先

「14. 提出方法及び問い合わせ先」のとおり

(3) 参加の辞退

参加申込書兼誓約書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式任意】を速やかに提出すること。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について、企画提案書を10部、参考見積書を1部、提出すること。

- ・ A4版、左綴じとすること。
- ・ 枚数様式は下表の通りとする。
- ・ 提出できる企画提案書は1案とする。
- ・ 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。
- ・ 提出した提案書は返却しない。

提出書類	留意事項
提案書表紙	① 任意様式として1枚以内とする。 ② 表紙に「坂井市下水道施設監視システム等整備事業企画提案書」及び「業者名」を記載すること。
提案書	① 任意様式として10枚以内とする。 ② 別添業務仕様書に基づく具体的な提案であること。 ③ 審査テーマは10. 選定方法(1) 審査項目と配点を参照のこと。

	<p>④ 1台当たりの月額通信利用料を記載すること。（通信利用料金にはサーバ保守費用、故障時の確認費用を含むこと。）</p> <p>⑤ 残りのマンホールポンプ場（100箇所）の監視システム整備費用を記載すること。</p>
業務実施体制	<p>① 任意様式として1枚以内とする。</p> <p>② 業務実施体制（人員配置、経験、資格等）に関すること。</p>
業務スケジュール	<p>① 任意様式として1枚以内とする。</p> <p>② 業務実施スケジュールに関すること。</p>
業務実績書	<p>① 同種業務実績書【様式4号】により審査する。</p> <p>② 同書類及び契約書、仕様書等内容が分かる書類の写しを添付すること。</p>
参考見積書	<p>① 任意様式とする。枚数に指定は無いが見積額の内訳が分かるよう明細書を添付すること。</p> <p>② 印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）</p> <p>③ 見積限度額100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。</p>

(2) 提出先

「14. 提出方法及び問い合わせ先」のとおり

9. 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施

(1) 日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

委員による選定委員会を開催し、評価する。

- ① 説明者は3名以内とし応募者の直接雇用する職員とする。
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、30分以内とする。なお、入室・準備5分、説明・提案15分、質疑・応答10分とする。
- ③ プレゼンテーションは提出した提案書を用いることとするが、坂井市の用意するプロジェクター（接続：HDMIケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。※事前に申し出ること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開にて実施する。

10. 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

審査内容		配点
会社概要	資本金、従業員数、事業内容等	15
業務実績	類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。	15
技術適合性	<p>以下の点を記述すること</p> <p>～クラウド型監視システム～</p> <p>① 全体構成・冗長設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視装置、通信回線、クラウド（サーバ）、利用者端末（PC・スマートフォン等）を含めたシステム全体構成を図および文章で示すこと。 ・停電発生時、通報装置の維持方法。 <p>② 画面・可視化（地図/UI）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全施設を把握できる地図表示の方法。 ・異常発生時にどの施設で何が起きているか一目で分かる工夫。 ・施設フロー画面、トレンドグラフ等の表示内容。 ・パソコン、スマートフォンそれぞれでの操作性・視認性への配慮。 <p>③ 監視・通報機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視できる内容（運転状態、水位、異常等）の概要を処理点数を含めて記載すること。 ・異常発生時（停電を含む）の通報方法（メール等）と通報先件数。 ・運転履歴および警報履歴について。 <p>④ システム・サーバ等のセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データサーバの設置場所 ・データセンターの災害対策・セキュリティ対策。 ・クラウドサービスが ISMAP 登録又は同等以上とする場合、その根拠と具体的な対策内容。 ・利用者認証方法、権限管理、監査ログの考え方 <p>⑤ 1台あたりの月額通信利用料（通信利用料金にはサーバ保守費用、故障時の確認費用を含むこと。）と残りのマンホールポンプ場（100箇所）の監視システム整備費用。</p> <p>～監視カメラシステム～</p> <p>⑥ 監視カメラの仕様・実用性</p>	100

	～情報公開～ ⑦ 市ホームページでの異常表示方法を記述し、わかりやすいか。 ⑧ テキストメールで送信できるか。	
業務実施体制	提案内容を実現できる人員配置や役割分担がされているか。	15
スケジュール	業務の履行に必要な現実的なスケジュールが示されているか。	15
見積額の妥当性	提案内容と見積額が妥当であるか。	40
合 計		200

(2) 受託候補者の選定

選定委員会の終了後、各委員が企画提案書等の採点について様式1を用いて実施し、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、選定委員会に参加した事業者宛に郵送にて通知するとともに坂井市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

(4) 留意事項

参加申込書及び企画提案書の提出が1者である場合は、全選定委員の技術提案部分の評価点の平均が60%以上で合格とする。平均が60%未満の場合、又は参加申込書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

1.1. 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と坂井市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、選定委員会における次点の事業者と契約について協議する。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、坂井市財務規則第137条に該当する場合は、この限りではない。

1 2. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合。
- (3) 指定する選定委員会の集合時間に遅刻した場合。
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (5) 選定委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合。

1 3. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報保護に関する法律、坂井市財務規則及びその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (6) 応募者が1者かつ参加申込書兼誓約書、企画提案書の事前書面審査において審査員の過半数が、履行確実性が高く、ヒアリングの省略が可能と判断した場合、プレゼンテーション及びヒアリングについて省略し契約手続きを行う場合がある。

1 4. 提出方法及び問い合わせ先

持参又は郵送によること。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市建設部上下水道課

電話：0776-50-3130（直通） メール：jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp（課）